

退職会員への 移行と事業内容

一般財団法人
愛知県退職教職員互助会

〒460-0007

名古屋市中区新栄一丁目49番10号
(愛知県教育会館6F)

TEL<052>251-5914

FAX<052>251-5933

はじめに

退職を間近に控えられた皆様、長年のお勤めおつかれさまでした。

一般財団法人愛知県退職教職員互助会(略称:退教互)は、「退職後の福祉を増進し、生活の安定と向上を図る」ことを目的として、昭和44年に発足。以来49年、平成29年9月30日現在、退職会員25,440人、退職会員22,481人、受給資格配偶者14,934人で、全国でも屈指の規模に発展してきました。

制度等の内容をよくご理解いただき、退職される会員の方が、全員そろって退職会員に移行されるようお勧めします。

現職会員とは

満30歳になる年度(4月1日生を含む)に入会資格ができ、その時から掛金として給料月額1,000分の12を300か月分(経過措置として、平成23年4月1日から2年ごとに12か月ずつ延長され、平成31年4月1日から300か月分となる)納入していただきます。その掛金を納入中の方及び完納された方を現職会員と呼びます。

* 各学校に、掛金の「納入者原簿」があります。現職会員の方は、その原簿に氏名が記載されていますので、現職会員であるかどうかを確認してください。

退職会員になるには

現職会員が掛金を完納し、満45歳以上で退職し、退職後1か月以内に「退職会員届」を提出すれば、退職会員へ移行することができます。その手続きが完了すると、「退職会員証」を送付します。

年度末退職の方には、3月中旬ごろに「退職会員届」の用紙を最終勤務校宛に送付します。

なお、「県外に移住し、給付に必要な証明がとれないとき」を除いて、その後は退会できませんのでご注意ください(運営規則第9条)。

掛金を完納していない方は

満45歳以上の方で、掛金納入期間中に退職し、退職会員への移行を希望される場合には、

不足する納入期間分の掛金を一括に納入していただくことになっています。「退職会員届」を提出していただきますと、不足分を計算してご連絡いたします。退職後60日以内に納入してください。

特別会費制度を希望する方は

60歳未満の方も医療補助金を請求することができる特別会費制度があります。

詳しくは4ページ②をご覧ください。

退職会員届の記入の仕方は

4ページの「記入の仕方」を参照してください。

受給資格配偶者とは

受給資格配偶者とは、会員がその配偶者を受給資格配偶者として登録し、理事長の認定を受けた人のことをいいます。退教互の掛金は、会員と配偶者の2人分になっていますので、受給資格配偶者のための掛金は必要ありません。退職会員届に必要な事項を記載し、戸籍抄本を添えるだけで、受給資格配偶者として認定されます。

受給資格配偶者になると、医療補助金の給付等、会員と同様に多くの特典がありますので、ぜひ登録されますようお勧めします。

受給資格配偶者の認定を希望しない方は

配偶者が、すでに退教互の現職会員または退職会員であるなど、なんらかの理由により、受給資格配偶者としての認定を希望しない方及び配偶者のいない方には、掛金の2分の1を退職返戻金として給付します。

* 年度末退職者については、退職会員届で登録された銀行口座に、7月20日ごろ振込手数料を差し引いて、返戻金を振込みます。

退会するとき

45歳未満で退職するときや、45歳以上で退会を希望する場合は、「退会届」を提出していただきます。その場合、掛金の全額を退会金として給付します。

* 事務局到着後、お申出の口座へ約2か月後に振込手数料を差し引いて、振込みます。「退会届」は事務局にご請求ください。

退職会員になると……

退教互は、医療補助金給付事業・文化厚生事業(生きがいの創造)の二大事業を中心に活動を行っています。退職会員・受給資格配偶者になると、次の諸給付を受けたり、事業に参加したりすることができます。

① 医療補助金給付等の事業 ……健康保持のために

退職して、まず心配なのは、退職後の健康保持と医療費負担です。

現職中は公立学校共済組合に加入し、教育職員互助会の恩恵を受けていますが、退職と同時に、互助会の補助はなくなります。退職後は国民皆保険の制度により、共済組合の任意継続組合員制度か国民健康保険、あるいは再就職先の職場の健康保険に加入することになります。いずれの保険に加入されても、窓口負担分については、自己負担となります。

そこで、加入された保険の種類にかかわらず、本会が医療費の補助を行います。

(1) 医療補助金給付

医療機関にかかった場合、「医療補助金請求書」で本会に請求すれば、月額100,000円を最高限度として、各医療機関・薬局など自己負担額を月ごとに合算した額から3,000円を控除し、その6割を給付します。給付期間は、退職会員・受給資格配偶者が満60歳を超えた最初の4月1日から終身とします。

* 次の場合は、給付しません。

- ① 国民健康保険その他いずれの保険も使用せずに治療を受けたとき
- ② 第三者が医療費を負担するとき
- ③ 治療を受けた月から1年以内に請求しないとき

* 平成29年9月30日現在、4月から上半期(6か月)の給付総額は、1億8,335万円、受給者は4,744人、給付件数20,558件となっています。

(2) 退職会員・受給資格配偶者の死亡に対する埋葬料の支給

(申請は死亡日から2年以内有効)

* 平成29年9月30日現在、4月から上半期(6か月)の退職会員・受給資格配偶者の埋葬料受給者は232人となっています。

② 文化厚生事業 ……生きがいと心の 繋がりのために

本会会員は、お互いに手を取り合って生きがいを見つけるとともに、全国教職員互助団体協議会に所属して、将来展望のある生活を保障するための年金・医療・介護等の社会保障制度の充実を求める等、全国の退職教職員との連帯を深めています。

現職中はそれ程感じなかったことですが、長い間教職にいた者が退職して家庭に入ったりに職を求めたりした場合、最も会いたい、話をしたいのは若いときから苦楽を共にしてきた昔の仲間です。本会が行っています次の事業に積極的にご参加ください。

(1)文化財めぐり(8月)

1泊2日の国内旅行

1人3,000円補助

(2)愛知県教職員団基大会(8月)

優勝者は全国大会へ出場(現職会員も可)

(3)人間ドック受診(4月～翌年2月)

1人10,000円補助

退職会員を対象に受診施設の斡旋

実施医療機関(12機関)は、次のとおりです。

- ・ オリエンタルクリニック
- ・ 愛知健康増進財団
- ・ ひまわりクリニック
- ・ メドック健康クリニック
- ・ 半田市医師会健康管理センター
- ・ 豊橋市民病院予防医療センター
- ・ 岡崎市医師会はるさき健診センター
- ・ 豊田健康管理クリニック
- ・ 安城更生病院健康管理センター
- ・ 蒲郡市総合保健センター
- ・ 名古屋市医師会健診センター
- ・ ミッドタウンクリニック名駅

新退職会員は退職翌年から対象になります。

(4)新退職会員親睦連絡会(7月)

新しく退職会員になられた方への医療補助金等の説明会と親睦会の実施

(5)「あいち退教互だより」の発行

7・11・2月の年3回発行

(6)海外研修旅行(11月中旬、12月下旬)

2団に分けて実施

1人5,000円補助

(7)旅行割引制度

日通旅行・JTB・近畿日本ツーリスト・日本旅行・東武トップツアーズ・名鉄観光の6社で、業者指定の旅行をする場合、その費用の3～5%が割引かれます。

(8)愛知退職教職員連合会海外研修旅行

1人1回につき、5,000円補助

※ 受給資格配偶者は、いずれの事業にも参加でき、会員と同様に補助を受けることができます。



